

社会福祉法人沼隈社会福祉協会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沼隈社会福祉協会役員及び評議員等に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。
2 常勤役員、役員及び評議員等に対する報酬は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、旅費の支給については別に定める。
2 前項に定めるもののほか、理事会、評議員会、監査に出席した場合は、日額500円の費用弁償を支給する。

(準用)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の例による。

(その他)

第5条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成17年11月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年3月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成28年3月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年3月23日から施行し、平成29年4月1

日から適用する。

別表1（第2条関係）

区 分	報酬額	区 分	報酬額
理事長	月額 155,000 円	監 事	日額 5,000 円
理 事	日額 5,000 円	評議員	日額 5,000 円
選任・解任委員	日額 5,000 円	第三者委員	日額 5,000 円